

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2022年 4月 5日

【会社名】 株式会社フィスコ

【英訳名】 FISCO Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 狩野 仁志

【本店の所在の場所】 大阪府堺市南区竹城台三丁21番1号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山五丁目11番9号

【電話番号】 03 (5774) 2440

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松崎 祐之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年3月30日開催の当社第28回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年3月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金の額

資本金100,000,000円のうち90,000,000円を減少して10,000,000円といたします。

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2022年5月1日を予定しております。

(3) 資本金の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、資本金のみ減少いたします。

第2号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当3円

配当総額137,055,063円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月31日

第3号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的に記載する名称変更の件

当社の定款第2条(目的)に記載される仮想通貨の名称について、資金決済に関する法律及び金融商品取引法などの複数の法律にまたがる改正に伴い、仮想通貨の名称が暗号資産に変更されたことにより、2022年3月30日をもって、所要の変更を行うものであります。

(2) 招集通知の電子提供

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第4号議案 取締役6名選任の件

取締役として、狩野 仁志、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀及び木呂子 義之の各氏を選任するものであります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加治佐 敦智氏を選任するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	328,306	2,860	-	(注)2	可決 99.14
第2号議案	328,436	2,728	-	(注)1	可決 99.18
第3号議案	328,577	2,589	-	(注)2	可決 99.22
第4号議案				(注)1	
狩野 仁志	327,886	3,280	-		可決 99.01
中村 孝也	328,050	3,116	-		可決 99.06
松崎 祐之	327,860	3,306	-		可決 99.00
深見 修	327,864	3,302	-		可決 99.00
佐藤 元紀	327,868	3,298	-		可決 99.00
木呂子 義之	327,879	3,287	-		可決 99.01
第5号議案	327,907	3,259	-	(注)1	可決 99.02
第6号議案	327,578	3,588	-	(注)2	可決 98.92

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上